

## 第 3 期計画に向け、検討すべき課題

### ①第 2 期計画の評価 ～3 つの重点課題から

## <第2期計画での考え方>

### 重点課題の設定(第2期計画書P. 40)

計画の視点に基づく施策の展開は、第5章に示しますが、昨今の社会情勢と、第2章で示した本市における地域福祉の現状を踏まえ、地域という視点で今後、5年間で八王子市が特に解決を図るものを重点課題とします。

#### 重点課題(第4章)

- 【3つの重点課題】の解決を目指す
- ①地域における虐待・孤立化の防止
  - ②地域における社会的弱者の支援
  - ③地域における災害時の要援護者支援

### 第2期地域福祉計画

#### 【5つの計画の視点】

- ①誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり
- ②地域の相談・支援体制の充実
- ③地域で支えあう意識の醸成と参加のきっかけづくり
- ④地域で支えあう人材の育成・支援
- ⑤地域で支えあうしくみの充実

#### 施策の展開(第5章)

- 【3つの重点課題】の解決を目指す
- ①地域における虐待・孤立化の防止
  - ②地域における社会的弱者の支援
  - ③地域における災害時の要援護者支援

### 計画の評価(第2期計画書P. 60)

第4章で定めた重点課題は、本市の喫緊の課題として取り組むものです。そのため、特に重点課題に対する取組みについては、進行状況を報告し、意見・評価を反映させながら計画の推進につなげていきます。

#### 計画の推進(第6章)

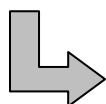
- 【3つの重点課題】に対する取組みを評価
- ①地域における虐待・孤立化の防止
  - ②地域における社会的弱者の支援
  - ③地域における災害時の要援護者支援

## <第2期計画の取組み>

### ①地域における虐待・孤立化の防止

#### 重点課題の設定(第2期計画書P. 40)

町会・自治会加入率の低下など地域交流が希薄化する中で、本市においても平成23年度、孤独死が167件発生しました。孤独・孤立の問題は、単身世帯の増加が一因である一方、他市の状況を見ても、複数人世帯であっても、介護者・保護者が倒れたことにより、認知症高齢者や障害のある子どもなどに支援が至らないという複合的問題を含んでいます。また、認知症高齢者、障害者を含む世帯の孤立は、ネグレクトを含む虐待につながるケースがあります。こうした問題には、民間事業者を含めた地域での見守り体制の構築が不可欠です。



#### 対象者別計画及び本計画の取組み状況(第2期計画書P. 42)

高齢者計画、子ども育成計画においては、地域における総合的な支援機関である「高齢者あんしん相談センター、子ども家庭支援センターの充実」を掲げています。また、これらの機関を中心とした「関係機関とのネットワーク機能の充実、連携強化」について取組みを進めています。地域福祉計画では、さらに、地域住民、事業者を含めた形でのネットワークを構築します。また、障害者計画では「障害者ひきこもり対策」の中で、相談事業所を活用することとしています。

## <取組内容>

→参考資料①

**主な取組** 以下のように、支援機関の整備を進め、身近な地域の支援機関を充実させることで、虐待・孤立化を防ぐための体制を充実

- 高齢者あんしん相談センター（15館→17館）
- シルバーふらっと相談室等（1か所→3か所）
- 地域子ども家庭支援センター（5館）
- 障害者地域生活支援拠点（5か所）\*新規

**地域福祉計画における取組** 虐待・孤立化の防止のためには、早期の発見、把握が重要であるため、事業者や地域の方による見守り体制を推進し、ネットワークの構築を図った

#### ■見守り協定事業

地域社会の中で、配達や訪問事業を行う民間事業者と見守りに関する協定を結ぶことにより、日常業務において高齢者等の何らかの異変に気付いた場合に市へ連絡を行い、情報提供を受けた市が関係機関と連携して対応するもの。

地域の高齢者等をゆるやかに見守っていくことで、地域社会からの孤立や孤独死を防止し、安心して生活できる地域づくりを目指す。

協定締結事業者数

年度	新規締結数	延締結数
～平成25年度	—	15
平成26年度	4	19
平成27年度	3	22
平成28年度	5	27

■ 民生・児童委員

民生・児童委員は、それぞれ担当地域住民の生活状況を十分に把握するとともに、地域内の福祉増進を図るため、関係行政機関への協力、社会福祉事業施設との連絡を密にし、その機能を助けるなど、民間奉仕者として積極的な活動を進めている。

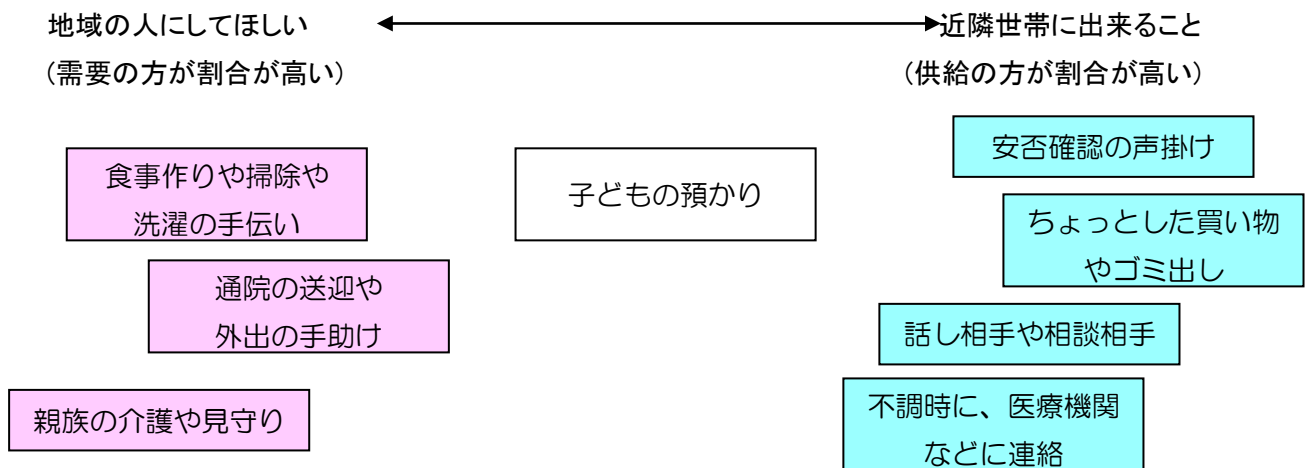
平成27年度 中核市移行により定数を市独自に設定することが可能になる  
 平成29年度 民生委員制度 創設100周年

民生・児童委員数

年度	定数	実数	充足率
平成22年一斉改選	445	431	96.8%
平成25年一斉改選	451	439	97.3%
平成28年一斉改選	452	449	99.3%
平成29年5月	452	450	99.5%

**意識調査の結果** 「高齢者・障害者（児）・子どもが安心して暮らせる環境」（P. 20）は前回（H23年度調査）に比べ「満足している」との回答の割合が増えている。  
 一方、意識調査の「地域の人にしてほしいこと」（P. 28）で約50%の人が「安否確認の声掛け」と回答している。

**P.40 「地域の人にしてほしいこと」と「近隣世帯にできること」**



**【事務局の分析】**

■地域の人にしてほしい取組は、介護や通院の送迎など支援者の負担が比較的重いものが選択されている。

■近隣世帯に出来る取組は、声掛けや相談相手など支援者に負担があまりかからないものが選択されている。

→近隣世帯に出来ることは比較的取組みやすいものであり、地域の人にしてほしいものは専門的な知識や資格が必要となるものである。

→支援の内容として、地域住民が取組むものと、専門職・団体が取組むものを整理していく必要がある。

**評価**

（成果）高齢者あんしん相談センターや地域子ども家庭支援センター、障害者地域生活支援拠点等の支援機関を各地域に整備することで、福祉の各分野の見守り・相談・支援体制が整ってきた。それぞれの支援機関における市民からの通報件数・相談件数は増加傾向にある。これは、虐待等の通報・相談先として各支援機関の周知が進み、実際に通報・相談に繋がっているためと推測される。このことは、「地域住民、事業者を含めた形でのネットワーク」の基礎が整備されていると考えられるのではないかと推測される。

（課題）ただし、このネットワークは、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等それぞれの分野におけるネットワークとなっており、“介護と子育て”や“認知症とひきこもり”等といった複合的な相談内容については、それぞれの支援機関に別箇に相談しなければならない状態

である。今後増加するであろう複合的な課題に対し、分野を越えた横断的な取組みが必要となるのではないかと。それを実現するためには、**分野を横断した包括的な支援体制（ネットワーク）の構築**が必要である。

また、支援を必要としている人を早期に発見し、支援のネットワークに繋ぎ対応していくことも必要である。そのためには、**地域住民の参画を促し**、各地域で見守り活動等**地域福祉活動を促進**する必要がある。

## ②地域における社会的弱者の支援

### 重点課題の設定(第2期計画書P. 40)

要支援・要介護認定者の増加と、身体・知的・精神それぞれの障害者手帳所持者は、増加傾向にあります。判断能力の十分でない方が、適切なサービスを受けられるよう、また、振り込め詐欺や消費者被害に遭うことがないよう、相談機関や専門機関の充実と、当該機関へつなげる利用援助が求められます。

社会経済環境の変化に伴い、経済的困窮や社会的孤立状態にある方をめぐる問題が深刻化しています。生活保護受給者は増加し、さらに、生活保護に至るリスクのある方も増加しています。こうした方を地域において就労に結びつけ、自立に導く支援と早期の把握に努め、必要な支援に結びつける協働のネットワークづくりが必要です。

### 対象者別計画及び本計画の取組み状況(第2期計画書P. 43)

社会的弱者の支援策として、地域福祉計画、高齢者計画、障害者計画では、「成年後見制度の利用促進」や、それに関わる情報提供や関連団体との連携など「権利擁護事業の充実」を掲げています。さらに、障害者計画では、平成24年4月に施行した「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」とあわせ、社会参加できるまちづくりの実現をめざしています。

地域福祉計画では、対象者別計画には含まれない、生活保護、生活困窮者への支援、ニート、引きこもり状態の若者に対するサポート体制を構築し、支援します。こども育成計画では、重点的な取組みとして、仕事と子育ての両立支援を掲げています。仕事と生活の調和の視点から、家庭の経済的安定を支える「ひとり親家庭、子育て困難家庭の自立支援」、「多様な働き方にあわせた家庭と仕事の両立支援」という就労・雇用の支援の取組みを示しています。

### <取組内容>

→参考資料②

**主な取組** 適切な福祉サービスを利用できるよう支援を充実させ、また、障害者への差別禁止に向け行政機関の取組みを明確化した。

- 成年後見制度利用の際の申立費用・後見報酬の助成(市長申立てのみ→親族も対象に)
- 認知症家族サロン(1か所) \* 新規
- 「八王子市差別禁止条例」改正(行政機関における合理的配慮を義務化等、障害の有無にかかわらず誰もが安心して暮らせる地域の実現を推進)

**地域福祉計画における取組** 権利擁護事業(成年後見制度)の利用促進・支援体制の強化やハローワーク八王子との連携事業等、市民や他機関との協働事業を実施

#### ■ 市民後見人の養成・支援

成年後見・あんしんサポートセンター八王子(社協)に委託し実施。

平成26年度より、市独自に市民後見人の養成を行っている。成年後見人は財産管理が主な業務であるが、市民後見人は財産管理だけでなく、被後見人の身上監護(見守り)にも力を入れ、地域の力で支援を進めている。

市民後見人養成

年度	基礎講習受講者数	候補者登録数*	受任状況 (件/人)
平成26年度	30名	11名	8件/7名
平成27年度	—	36名	7件/6名
平成28年度	13名	33名	9件/8名

\*候補者には、東京都養成者も含む

■八王子就労サポート

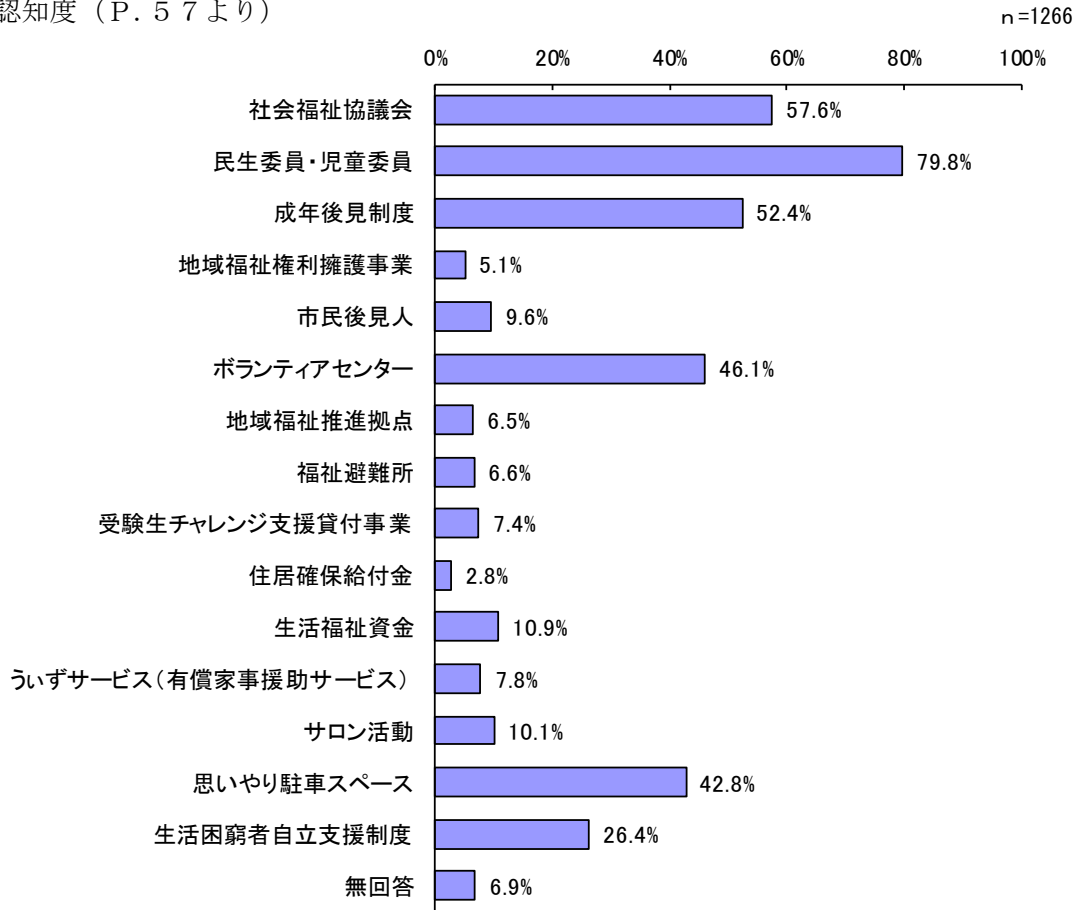
平成26年2月に市役所B階に市とハローワーク八王子が共同で設置。生活保護を受けている方や離職により家賃を支払うことが困難な方などの就労を支援する。窓口にはハローワーク職員（就労支援ナビゲーター）が常駐し、市職員等と連携しながら、各種相談・職業紹介・求人情報の提供を行う。

年度	相談件数	就職者数	(生活保護世帯数)
平成26年度	1,398件	172名	8,015世帯
平成27年度	1,343件	178名	8,028世帯
平成28年度	1,305件	157名	7,819世帯

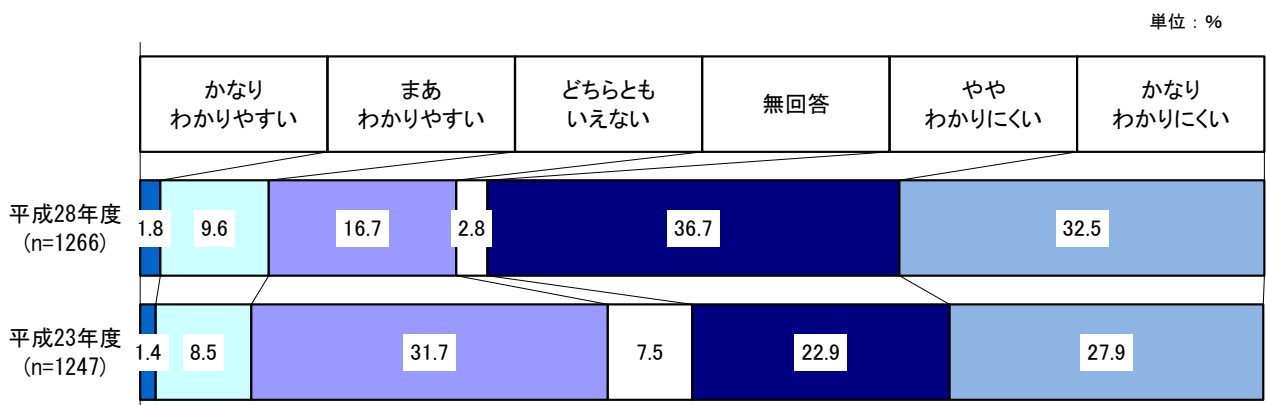


**意識調査の結果** 成年後見制度や思いやり駐車スペースは約50%の人が「知っている」と答えており（P. 57）、また生活困窮時の相談窓口（P. 80）についても、約55%が「知っている」と回答している。一方で、「福祉制度の分かりやすさ」（P. 59）では、前回の調査に比べ「分かりにくい」と回答した割合が増加している。

■ 認知度（P. 57より）



■ 福祉制度等の分かりやすさ（P. 59より）



## 評価

(成果) 八王子独自に養成した市民後見人が受任し後見業務を行っており、地域で市民の力を活かした支援活動が進んできた。また、成年後見制度利用の助成を行うことで、成年後見制度を利用しやすくなり、権利擁護事業の充実が図られた。また、ハローワークとの協働により窓口を設置し、生活困窮の相談から就労まで、市役所内でワンストップでサービスを利用できる体制を作った。このように、福祉サービスを必要としている人が適切に利用できるよう、支援体制を整備してきたことにより、社会的弱者の支援が広がっていると考えられるのではないかと。

(課題) 成年後見制度においては、市民後見人受任の際には条件（管理する資産額等）があり、受任可能な案件には限りがある。任意後見も含め制度の利用を促進するためには、法人後見受任を含め、支援体制の充実が必要である。

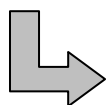
また、いわゆる“社会的弱者”や“生活困窮者”は定義が難しいため、中々実態を把握できない状況にあるが、こうした福祉サービスに結びつきにくい人への支援も行わなければならない。まずそういった人の実態を適切に把握していくことが必要である。加えて、地域で安心して生き生きと生活出来るよう支援を行うためには、経済的な自立の支援だけでなく、地域社会への参加を促していくことも必要である。

そして、上記のような個別事業の実施にあたっては、事業を分かりやすく、利用しやすい手段を使い周知していくことが必要である。

### ③地域における災害時の要援護者支援

#### 重点課題の設定(第2期計画書P. 40)

平成23年3月11日の東日本大震災は、未曾有の被害をもたらし、およそ1万8千人の死者・行方不明者を出しました。その中には、要援護者の被害も多数報告されています。今後、同規模の震災が首都圏で起こる可能性が指摘されており、避けることのできない自然災害に対し、被害を減らす対策をいかに講じるかが重要となります。そのためには、地域による支援体制の構築と、前提となる日頃からの地域とのつながりを、支援する側、される側、双方から発信する必要があります。



#### 対象者別計画及び本計画の取組み状況(第2期計画書P. 43)

市の全体計画では、災害時要援護者を高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児、外国人と定義しました。このうち、特に一人での避難が困難とされる高齢者、障害者(難病患者含む)については、「災害時要援護者避難支援地域実施マニュアル」に基づき、各計画で、要援護者一人ひとりの支援の方法を記した「避難支援プラン(個別計画)」を作成するとしています。さらに、障害者計画では、避難所及び二次避難所(福祉避難所)の整備拡充を検討課題としています。

#### <取組内容>

→参考資料③

**主な取組** それぞれに必要な支援マニュアルの策定や周知をし、総合防災訓練等で活用。

- 災害時障害者サポートマニュアル・障害がある方のための防災マニュアルを策定
- 在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業(市内約30名)

**地域福祉計画における取組** 地域における支えあいを推進するため、地域支援組織のしくみを作り、結成を促した。また、社会福祉協議会においても災害ボランティアリーダーを養成し、災害時に備えた体制を構築している。

#### ■災害時要支援者対策事業

災害時における要支援者へ支援を行うための地域における組織の結成を促進し、活動を支援する。地域支援組織の結成から運営のマニュアルを整備している。

また、要支援者名簿を整備し、市民部各事務所・市内小中学校に配備している。総合防災訓練において要支援者名簿(疑似)の活用や、小中学校の校長会で災害時における協力を呼び掛けている。

地域支援組織結成数(市が把握しているもの)

年度	新規結成団体数	合計
平成26年度	0団体	12団体
平成27年度	0団体	12団体
平成28年度	2団体	14団体

■災害ボランティアリーダー養成事業（社会福祉協議会）

八王子でも被災時には多くのボランティアが支援に駆けつけることが予想され、その取りまとめ役となるボランティアリーダーの養成が求められており、養成講座の開催や市の総合防災訓練に参加し、災害ボランティアセンター立上げ訓練等を行っている。

年度	災害ボランティアリーダー 登録者数
平成26年度	104人
平成27年度	112人
平成28年度	125人

■長房団地における見守り活動【支えあいネットワーク事業】

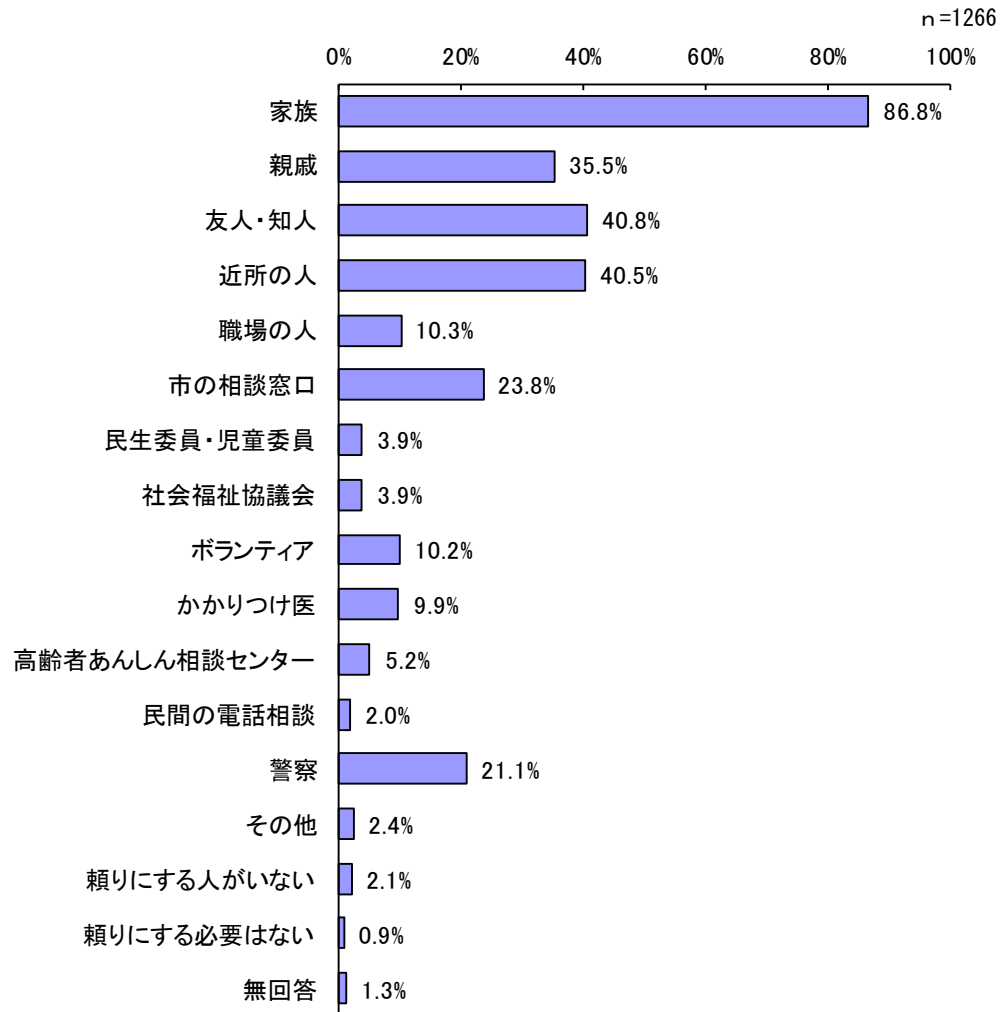
災害時の支援を目的としているが、普段から緩やかな見守りを行うことで、孤立や問題を早期に発見し、必要な支援につなげている。地域住民が“協力員”として要援護者の見守りを行っている。

年度	長房の成果※ <sup>1</sup>	市内の孤独死件数※ <sup>2</sup>
平成25年度	5件（5%）	100件／180件（56%）
平成26年度	0件（0%）	125件／202件（62%）
平成27年度	3件（3%）	104件／214件（49%）

※<sup>1</sup> 死後2日目以降に発見された件数

※ 死後2日以降に発見された件数／市内の孤独死件数

意識調査の結果 「災害時に頼れる人」は「家族」が86%、「友人・知人」「近所の人」が40%である。(P.74)



### 評価

(成果) 第2期計画策定後現在に至るまで八王子市内において大きな災害等は発生していない。だが、長房団地【支えあいネットワーク】の活動実績から、災害時に備えた地域での普段からの見守り活動が、地域における孤立化の防止へとつながっていることが分かる。また、普段の見守りの中で異常に気づき、倒れているところを発見してもらい命を拾うという事例もあった。災害時を想定した活動ではあるが、普段の取組の中で大きな成果を上げている。

(課題) ただし、このような取組みはまだ限られた地域のみで実行されている。長房団地等、先行事例を基に、地域ごとに取組みが実施されるよう、**団体の立ち上げ・活動支援も継続的に実施**する必要がある。

また、意識調査から、災害時であってもやはり頼れるのは家族や友人・知人等“普段から付き合いのある人”であるとの結果が出ている。地域において災害時に備えた取組みを行うためには、まず**日頃から地域とのつながりを持つ**ことが大事である。

他方、災害時のマニュアルの策定が進んでいるが、その活用方法や支援体制については地域ごとに差がある状態であり、より有効に活用していくことが求められる。今後はその**マニュアルの見直しや活用方法・支援方法を再検討**していくことが必要である。

## まとめ 第2期計画から見える課題とは・・・

- ◆福祉サービスに結びつきにくい人の実態を適切に把握（弱）
- ◆福祉サービスを、分かりやすく利用しやすい手段で周知（弱）



ニーズの把握と、福祉サービスの周知を適切に行うことが必要

- ◆社会的弱者への支援体制の充実（弱）
- ◆分野を横断した包括的な支援体制の構築（孤）



きめ細やかな支援と、多様な課題に一体的に取り組むことが出来る体制が必要

- ◆地域住民の参画を促進（孤）
- ◆地域福祉活動を促進（孤）



地域福祉活動の担い手を確保・育成し、参加しやすい環境整備が必要

- ◆社会的弱者等の地域社会への参加を促進（弱）



孤立化を防ぐため、地域社会への参加を促進することが必要

- ◆地域支援組織の立ち上げ・活動支援の継続的な実施（災）
- ◆日頃からの地域の活動を支援（災）
- ◆災害時における要支援者への支援マニュアルの見直しや活用方法・支援方法の再検討（災）



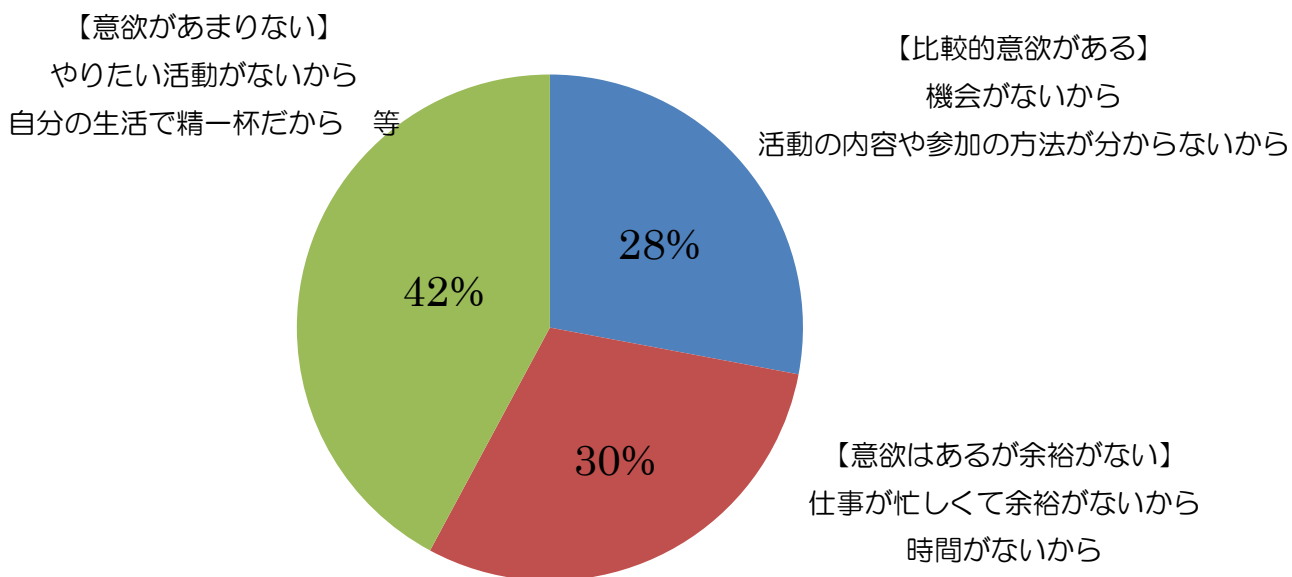
災害時に備えた活動への支援や、日頃からの取組を促進することが必要

→ これらの課題への取組は、福祉の各分野共通の課題

## ②意識調査の結果から見える地域住民のニーズ

P.46 「地域福祉活動に参加していない理由」から

◇地域福祉の担い手の確保



【事務局の分析】

■【比較的意欲がある】【意欲はあるが余裕がない】は潜在的な地域福祉の担い手であると考えられる。  
→“機会がないから”や“方法が分からないから”といった方への情報提供や参加手段の多様化等を行うことで、担い手の確保に繋がると考えられる。



◇地域活動について

- ✓ フルタイムで仕事をしていると、帰って自身の食事の用意、洗濯で精一杯です。国が一億総活躍社会という方針の中、リタイアまでは地域活動への参加はかなり難しいかと思っています。リタイア後、時間があれば、個人個人の向いている分野でのボランティアは理想的ではないでしょうか。
- ✓ PTA の一律参加。やる気のある人、時間のある人、出来る人がボランティア精神で困っている人をサポートする精神でやっていくのが望ましいと思う。ものすごく忙しい時に「仕事は言い訳にならない」といわれ、追い詰められたことがあった。地域活動は大事だと思うが、一律に押し付けないでほしい。
- ✓ 先日司法書士の仕事として、任意整理の相談を受けました。現在の自分の生活に不安を感じている方で、生活に困った時、どこに相談していいのかわからないようでした。任意整理の説明だけでなく、社会福祉協議会のような市の窓口で相談することも案内しました。
- ✓ 今の同年代の方々は、たぶん福祉やボランティアに関して参加するのは、今の生活が自分たちが生きていくので一杯一杯のはずなので、そういう部分からもう少し、余裕が出来ないと色々参加する事は難しいと感じている。もっと若い人は、特にそう感じているかもしれないですが。
- ✓ 子どもたちや若い人には時間という宝物、おじいちゃんおばあちゃんには経験という宝物があると思います。現代の多忙の中、余裕をなくして若いお母さんが小さい子に自分の感情を押しつけているのをたびたびみると若い頃の子育て中の自分を省みながら、子育て中のお母さんとの交流の場があればと思います（地域でお茶でも飲みながら）。家庭に少しでも笑顔が生まれると明るい社会につながると思います。お年寄りも身近でどんな小さなことでも、社会に何らかの恩返しをできたら、生活も活性化してくると思います。

課題

◆地域福祉活動に気軽に参加できること

- ・地域福祉活動に対する意欲があっても、フルタイム勤務の方は活動するのは現実的に難しいことから、比較的時間に余裕にある退職後の方が気軽に参加するためのキッカケが望まれる。
- ・どこに相談していいかわからない相談事を、気軽に相談できる受け皿が地域にあることが望まれる。
- ・地域での活動を望む高齢者と、子育て世代で苦勞している母親が相互交流できることで双方に得るものがあると言える。世代が異なり接点が薄いことから、双方が交流できる仕掛けが望まれる。

## ◇福祉サービス

- ✓ 最近浅川や大横の健康福祉センターの存在を知りました。実にたくさんの高齢者が集まって楽しみながら、時間を費やしています。真に羨ましい限りです。同じ市内に住む高齢者として是非地域にそのような施設を作っていただきたいと希望します。
- ✓ となり近所に子どもがいないので、知り合いもなく（子ども2才）幼稚園や小学校の情報が得られなく困っています。子ども会もない為、となり町の子ども会に入れるのであれば、小学校に上がったなら入れさせたいなと思いました。金銭的に習い事などがむずかしいので、町内会での子ども会やそういった活動がありがたいことだなと思います。

### 課題

#### ◆福祉サービスの充実

- ・高齢者が孤立化しないように、気軽に集える趣味の講座実施、運動教室など気軽に出掛ける機会の創出が望まれる。
- ・家族内では時間的、経済的な制約等により、子どもに対する運動・レジャーなどの機会が与えられないケースに対し、いわゆる「子ども会」のような地域の力による対応が望まれる。

## ◇環境

- ✓ 団地に住んでいますが、高齢者や病気の人が半数になり、庭の清掃（月一回）が大変になって来ております。大きな木は市役所の方で切ってくれる約束ですが、なかなか来てもらえません。低い木の剪定や草むしり等二、三人のボランティアでやっているのですが、とてもやりきれません。
- ✓ 積雪の対策は、高齢者が多く住んでいる地区ではかなり深刻な問題です。道路の雪かきは、困難です。自治会で対策法は無いか提案したら自助での一言。なかなか凍った雪は、雪かきしてない道路は溶けず、外出もままなりません。地域での対策法、専用車（雪かき）等を依頼するとか…。

### 課題

#### ◆高齢化と住宅環境維持

- ・住民自治による住宅環境の維持を行うにあたり、高齢化による担い手不足が深刻となり、新たな対策が望まれる。

## ◇情報提供

- ✓ 地域で何をしているのか、そもそもどんな活動があるのか知らないので、興味の持ちようがない。
- ✓ 若い人や、仕事してる人は、ボランティア情報や町情報を知らない人が多いと思う。もっと身近に、ネットをうまく使ってもらえると良いと思う。

## 課題

### ◆情報提供の充実

- ・地域活動に関する情報提供が少ないため、活動内容を知りにくく、そのため興味をもつ機会も失われている。インターネットなどを活用したより多くの情報提供が望まれる。

## ◇防災対策

- ✓ 災害時、避難出来る大和田市民センターがすぐ近くにあるのですが、夜間は鍵がかかっていて中に入る事が出来ません。災害時に一時中に入らせてもらえないだろうか、我が家は老人と足の悪い女性と二人なので車にも乗れず、避難する事が出来ません。

## 課題

### ◆災害時要配慮者への対策

- ・災害時には市民センターを避難所として開設することが見込まれるが、避難行動自体に不安がある方に対し、地域の力を組織的に活用した災害時の安否確認の避難支援などの対策が望まれる。

## ◇行政全般

- ✓ 障がい者手帳の再認定においても申請と受取りで、2度平日に市役所に行く必要がありました。郵送等での手続き、せめて駅南口事務所（19:00まであいている）での手続きができるとそれだけでも随分と助かります。

## 課題

### ◆福祉に関する窓口サービスの充実

- ・南口総合事務所では、障害者手帳の申請を行えるが、交付は本庁のみとなっている。より多くの福祉関連事業の窓口サービスが望まれる。

まとめ 意識調査の結果から見える課題とは・・・

- ◆地域福祉活動に関する情報提供



地域福祉活動に関する情報を幅広く提供することが必要

- ◆地域福祉活動に気軽に参加するためのきっかけづくり
- ◆気軽に出かける機会づくり



地域福祉活動への参加のきっかけをつくる必要がある

- ◆地域福祉活動への参加手段の多様化
- ◆地域の課題を地域で解決するための担い手の確保



地域福祉活動の担い手を育成・支援することが必要

- ◆多世代が交流できる仕掛けづくり
- ◆地域ので子どもを育む環境づくり



地域で支えあうしくみづくりが必要

- ◆災害時における、安否確認・避難支援等の対策



災害時に備えた、地域における取組みを推進することが必要

- ◆地域において、どんなことでも気軽に相談できる受け皿の確保
- ◆本庁舎以外における、福祉関連事業の窓口サービスの拡大



相談受付や支援をワンストップで出来る体制づくりが必要

→ これらの課題への取組は、福祉の各分野共通の課題

### ③国の動向など

## 国の動向など

### ◇社会福祉法

平成28年3月 社会福祉法人改革  
社会福祉充実計画の策定や地域公益事業の実施

平成30年4月 地域福祉計画改革  
策定を任意→努力義務へ  
「上位計画」としての位置付けと、盛り込むべき内容を増加

### ◇地域力強化検討会（厚生労働省） 中間報告

平成28年12月

- ・“我が事・丸ごと” 共生社会の実現
- ・地域福祉計画を、他分野の計画を横断的総合的に統合するいわば「上位計画」として位置付け

### <八王子では…>

- ✓ 平成29年5月、第2回地域福祉専門分科会にて、地域公益事業についての意見聴取を行った。
- ✓ 平成30年施行予定の社会福祉法改正内容を見据え、計画を策定

### 必要な取組

- ◆社会福祉法人の指導検査事務等だけでなく、社会福祉法人が社会福祉充実計画を策定する際の支援（5月の会議など）を実施する必要がある。
- ◆“我が事・丸ごと” 共生社会の実現に向け、八王子市としてどのように“人材の育成”と“包括的な支援体制”を構築するか、その目指す方向性や取組みを検討する必要がある。
- ◆地域福祉計画のあり方（位置付けや盛り込むべき内容）を再確認する必要がある。



- ・地域ニーズを適切に把握し、社会福祉法人等事業者も含めた地域活動を推進する必要がある。
- ・“我が事・丸ごと” 共生社会を八王子市でどのように実現していくか検討する必要がある。

◇生活困窮者自立支援法

平成27年4月 生活困窮者自立支援法 施行  
生活困窮者への支援を位置付け

<八王子では…>

- ✓ 平成27年1月、新法施行を前に生活自立支援課を設置
  - ◇ 住居確保給付金の支給
  - ◇ 就労支援（就労準備支援・就労訓練事業）
  - ◇ 子どもの学習支援
  - ◇ 家計相談支援 など

必要な取組

- ◆ 支援の対象となる生活困窮者を把握する必要がある。
- ◆ 地域のニーズに合った生活困窮者の自立支援のための事業を充実させる必要がある。



・ 地域ニーズに合った生活困窮者自立支援制度を実施する必要がある。

◇成年後見制度利用促進法

平成28年5月 成年後見制度利用促進法 施行  
市町村の役割を明確化

<八王子では…>

- ✓ 平成19年4月 「成年後見活用あんしん生活創造事業」開始
- ✓ 平成26年度 市民後見人の養成開始

必要な取組

- ◆ 市町村計画の策定
- ◆ 現在実施している「成年後見活用あんしん生活創造事業」と、法律に定められている“地域連携ネットワーク”や“中核機関”の位置付けを整理する必要がある。



・ 既存のしくみを活用しながら、成年後見制度の利用を促進する必要がある。

→ これらの取組は、対象者別計画では網羅できない課題

## 総論



## <福祉の各分野共通の課題>

- ◆福祉サービスに結びつきにくい人の実態を適切に把握（弱）
- ◆福祉サービスを、分かりやすく利用しやすい手段で周知（弱）



ニーズの把握と、福祉サービスの周知を適切に行うことが必要

- ◆社会的弱者への支援体制の充実（弱）
- ◆分野を横断した包括的な支援体制の構築（孤）



きめ細やかな支援と、多様な課題に一体的に取り組むことが出来る体制が必要

- ◆地域において、どんなことでも気軽に相談できる受け皿の確保
- ◆本庁舎以外における、福祉関連事業の窓口サービスの拡大



相談受付や支援をワンストップで出来る体制づくりが必要

◇社会福祉法

◇地域力強化検討会（厚生労働省） 中間報告

### 必要な取組

- ◆“我が事・丸ごと”共生社会の実現に向け、八王子市としてどのように“人材の育成”と“包括的な支援体制”を構築するか、その目指す方向性や取組みを検討する必要がある。
- ◆地域福祉計画のあり方（位置付けや盛り込むべき内容）を再確認する必要がある。



・地域ニーズを適切に把握し、社会福祉法人等事業者も含めた地域活動を推進する必要がある。  
・“我が事・丸ごと”共生社会を八王子市でどのように実現していくか検討する必要がある。



多様化する福祉課題に対する包括的な支援体制の推進

◆地域住民の参画を促進（孤）

◆地域福祉活動を促進（孤）



地域福祉活動の担い手を確保・育成し、参加しやすい環境整備が必要

◆地域福祉活動に関する情報提供



地域福祉活動に関する情報を幅広く提供することが必要

◆地域福祉活動に気軽に参加するためのきっかけづくり

◆気軽に出かける機会づくり



地域福祉活動への参加のきっかけをつくる必要がある

◆地域福祉活動への参加手段の多様化

◆地域の課題を地域で解決するための担い手の確保



地域福祉活動の担い手を育成・支援することが必要

◆多世代が交流できる仕掛けづくり

◆地域ので子どもを育む環境づくり



地域で支えあうしくみづくりが必要

◆社会的弱者等の地域社会への参加を促進（弱）



孤立化を防ぐため、地域社会への参加を促進することが必要

- ◆地域支援組織の立ち上げ・活動支援の継続的な実施（災）
- ◆日頃からの地域の活動を支援（災）
- ◆災害時における要支援者への支援マニュアルの見直しや活用方法・支援方法の再検討（災）



災害時に備えた活動への支援や、日頃からの取組を促進することが必要

- ◆災害時における、安否確認・避難支援等の対策



災害時に備えた、地域における取組みを推進することが必要



地域で福祉課題に取り組む人材の確保・育成

## <対象者別計画では網羅できない課題>

◇社会福祉法

◇地域力強化検討会（厚生労働省） 中間報告

### 必要な取組

- ◆社会福祉法人の指導検査事務等だけでなく、社会福祉法人が社会福祉充実計画を策定する際の支援（5月の会議など）を実施する必要がある。



- ・地域ニーズを適切に把握し、社会福祉法人等事業者も含めた地域活動を推進する必要がある。

◇生活困窮者自立支援法

### 必要な取組

- ◆支援の対象となる生活困窮者を把握する必要がある。
- ◆地域のニーズに合った生活困窮者の自立支援のための事業を充実させる必要がある。



- ・地域ニーズに合った生活困窮者自立支援制度を実施する必要がある。

◇成年後見制度利用促進法

### 必要な取組

- ◆市町村計画の策定
- ◆現在実施している「成年後見活用あんしん生活創造事業」と、法律に定められている“地域連携ネットワーク”や“中核機関”の位置付けを整理する必要がある。



- ・既存のしくみを活用しながら、成年後見制度の利用を促進する必要がある。



社会的弱者の社会的・経済的な自立と生活の向上